

下野上スマートコミュニティプロジェクトマネジメント業務委託 仕様書（案）

1 目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）においては、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げ、その実現を目指し、これまで地産地消システムの構築に向けて、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるん電力株式会社」の設立や公共施設等へ電力供給を開始させたほか、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」の制定、さらには「ゼロカーボン補助金」の創設など、各種施策を実施している。

その中でも下野上地区では、再開発事業と一体的にスマートコミュニティを構築し、2030年までにゼロカーボンシティを目指すモデルケース位置付けているところである。

これまでのところ、令和2年度から令和3年度にかけて、太陽光発電設備・大型蓄電池・送電線等電気設備の基本設計及び事業計画の検討を行ったところである。令和4年度、令和5年度は当該事業に係る電気設備等の実施設計及び整備工事を行い、令和6年4月には特定送配電事業として下野上地区内の需要家へ電力供給する予定である。

本業務は、下野上スマートコミュニティ（以下、スマコミ事業という）の円滑な事業形成に向けた関係機関との諸手続き等調整、及び事業計画の観点からの品質確保を図るべく、プロジェクトマネジメントを行うことを目的とする。

2 委託業務内容

スマコミ事業においては、本業務の他に、「下野上スマートコミュニティ整備工事」及び「下野上スマートコミュニティ事業に係る発注者支援業務委託等」（以下総称して「スマコミ事業における他の業務及び工事」という。）を実施する。

受注者は、スマコミ事業における他の業務及び工事に関し、以下の業務を行うこと。

（1）下野上スマートコミュニティ整備工事に関するマネジメント

スマコミ事業の設備は、令和4年9月頃から令和6年3月までの2カ年で、実施設計を含む電気設備等工事を予定している。当該工事に関して以下に掲げる内容を行うものとする。

- ① 当該工事にかかる関係者調整会議の運営
- ② マスタープラン等の計画に即した設計・施工となるよう関係者間調整の実施

（2）特定送配電事業に関するマネジメント

スマコミ事業では導入設備を用いて特定送配電事業（小売供給を含む）の実施を予定していることから、町および町が指定する運営予定者の地域新電力と連携のうえ、事業計画を策定する。

① 需要家の電力需要等調査及び調整

スマコミ事業の需要家への電力需要等の調査（ヒアリング・推計等）および自営線接続に伴う需要家との調整（非常時特定負荷の設定、施設付帯電源設備とスマコミ設備との協調）

を実施するものとする。

② 事業の妥当性検証

上記電力需要等の調査を基に、マスタープランで定めた再エネ率の目標達成および事業性確保が可能であるか事業の妥当性を検証のうえ、必要に応じて対応策の検討を行うものとする。

③ 事業開始に向けた関係機関（一般送配電事業者、小売電気事業者、経済産業省等）との協議・調整

(3) 地域振興を図る事業・付帯サービス等の検討

スマコミ事業は、前述の電気事業と一体で、地域振興を図る事業・付帯サービス等に取り組むことを予定している。そこで、町および町が指定する運営予定者の地域新電力と連携のうえ、以下に例示する内容を行うものとする。

① マスタープランで定めた地域振興事業に関する事業化検討

② スマコミ事業の町内外への説明資料・PRパンフレット等の検討・作成

③ 町内版EMSの付帯機能（見える化コンテンツ、需要家側制御、情報発信等）の検討

④ その他、地域振興に関わる検討（環境教育活用方法、ゼロカーボンビジョン推進協議会との調整など）

(4) 打合せ

事業者は、上記調整・検討に係る担当職員との打合を毎月1回程度実施するものとする。

(5) その他 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

3 委託期間

委託期間 契約締結日より令和6年3月29日（金）までとする。